

**鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方  
～事故・トラブルの防止に向けて～**

平成21年6月  
国土交通省大臣官房  
運輸安全監理官

## はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組みを行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組みを進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組み状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、安全管理の取組みを進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

### 1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組み計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

(1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

(2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努める。

安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

(3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。

(4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。

(5) 安全管理の取組み状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。

(6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

① 安全方針の社内周知を行うこと。

② 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行うこと。

③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

⑤ 安全管理の取組み状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

## 2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組みを実施する。

（１）輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

（２）法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

（３）輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

（４）教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

（５）事故等の対応

- ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。

- ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
- ④ 安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
- ⑥ 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記①から⑤の実施状況を記録し、保管する。

### 3. 安全管理の取組み状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組み状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組みを行う。

- （1）安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組み状況を別添の「安全管理の取組み状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。
- （2）代表者（経営者）は、上記（1）の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。

(3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

## 無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用

## 「安全管理の取組み状況の自己チェックリスト」の例

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組み状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を社内周知しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか					
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか					
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか					
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか					
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか					
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか					

15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行・施設保守をしているか		
16	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）		
17	安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		
26	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組み状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組み、安全管理の取組み体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組みの概要や取組みが困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。



**安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況**

判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)